



長野県報

12月27日(木)
平成30年
(2018年)
第3038号

目次

規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課) 1

告示

指定管理者の指定(4件)(文化政策課) 1

指定管理者の指定(文化政策課信濃美術館整備室) 2

指定管理者の指定(3件)(障がい者支援課) 2

保安林予定森林の取消し(森林づくり推進課) 3

指定管理者の指定(2件)(都市・まちづくり課) 3

指定管理者の指定(スポーツ課) 3

指定管理者の指定(スポーツ課) 3

長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) 4

公告

漁業法に基づく漁業権の免許(園芸畜産課) 4

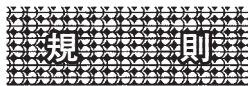
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 4

開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 4

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課) 5

平成29年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局) 7

特定調達契約に係る落札者の決定(食品・生活衛生課) 14



規則

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年12月27日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

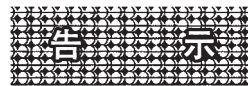
学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の3」を「100分の2.7」に、「100分の4」を「100分の3.7」に、「100分の5」を「100分の4.7」に、「100分の6」を「100分の5.7」に、「100分の7」を「100分の6.7」に改め、同条第2項中「100分の2.5」を「100分の2.2」に改める。

附則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

義務教育課



告示

長野県告示第689号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第690号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第691号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第692号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第693号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県信濃美術館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

文化政策課信濃美術館整備室

長野県告示第694号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県西駒郷の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第695号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県障がい者福祉センター（長野県聴覚障がい者情報センターを除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第696号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県聴覚障がい者情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字下駒沢586番地

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

障がい者支援課

長野県告示第697号

農林水産大臣から、平成30年長野県告示第115号により告示した保安林予定森林を保安林予定森林から取り消す旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

森林づくり推進課

長野県告示第698号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県風越公園（長野県飯田創造館を除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第699号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本平広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

TOY BOX

(2) 主たる事務所の所在地

松本市大字島立635番地 1

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第700号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

長野市

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町1613番地

2 指定期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

スポーツ課

長野県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成30年12月27日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

上田市

(2) 主たる事務所の所在地

上田市大手一丁目11番16号

2 指定期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

スポーツ課

選告示第78号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

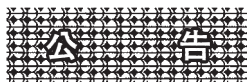
平成30年12月27日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「飯田荘 飯田市東栄町3114-1
社会福祉法人萱垣会養護老人ホーム 信濃寮 飯田市鼎一色551」を
「社会福祉法人萱垣会養護老人ホーム 信濃寮 飯田市鼎一色551」に改める。

選挙管理委員会



公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成30年12月18日、次のとおり漁業権の免許をしました。

平成30年12月27日

長野県知事 阿部 守 一

1 漁業権の免許番号並びに漁業権者の住所及び名称

漁業権の免許番号	漁業権者	
	住所	名称
内区第1号	茅野市北山2782	茅野市池の平土地改良区
内区第2号	諏訪市渋崎1792-374	諏訪湖漁業協同組合

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成30年10月1日付け長野県告示第532号（漁業法に基づく内水面における区画漁業権の免許の内容等）のとおり

園芸畜産課

公告

上田市柵網土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年12月27日

長野県上田地域振興局長 佐藤 則 之

理事

就任

氏名 住所
田村 賢 爾 上田市秋和466番地

退任

氏名 住所
小林 正 和 上田市秋和658番地 4

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年12月27日

長野県上田建設事務所長 荻野 厚

1 許可番号

平成30年6月12日 長野県上田建設事務所指令30上建第78-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市築地字八反田464-イ、464-ロ、465-1、465-イ、466-1、467-1、468-ハ、469-2、472-1の内、483-3先

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市上田原765-1

株式会社高山 代表取締役社長 滝沢 康之

都市・まちづくり課